

農業近代化資金の利率に関する規程

(平成 12 年 4 月 26 日付け農経第 895 号農林水産部長通知)

富山県農業近代化資金融通規則（昭和 37 年富山県規則第 2 号）第 2 条第 2 項の表に掲げる農業近代化資金の利率について、次のとおり定めるものとする。

資 金 の 種 類	利 率
(1) 畜舎、果樹棚、農機具その他の農産物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金（農地又は牧野の改良、造成、復旧又は取得に要するものを除く。）	平成 14 年 6 月 21 日農林水産省告示第 1182 号（農業近代化資金融通法（昭和 36 年法律第 202 号）第 2 条第 3 項第 4 号の規定にもとづき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件）によるものとする。
(2) 果樹その他の永年性植物の植栽又は育成に要する資金	平成 14 年 6 月 21 日農林水産省告示第 1182 号（農業近代化資金融通法（昭和 36 年法律第 202 号）第 2 条第 3 項第 4 号の規定にもとづき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件）によるものとする。
(3) 乳牛その他の家畜の購入又は育成に要する資金	平成 14 年 6 月 21 日農林水産省告示第 1182 号（農業近代化資金融通法（昭和 36 年法律第 202 号）第 2 条第 3 項第 4 号の規定にもとづき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件）によるものとする。
(4) 農林水産大臣の定める規模を超えない規模の農地又は牧野の改良、造成又は復旧に要する資金	平成 14 年 6 月 21 日農林水産省告示第 1182 号（農業近代化資金融通法（昭和 36 年法律第 202 号）第 2 条第 3 項第 4 号の規定にもとづき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件）によるものとする。
(5) 農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴ない要する資金で農林水産大臣が指定するもの	平成 14 年 6 月 21 日農林水産省告示第 1182 号（農業近代化資金融通法（昭和 36 年法律第 202 号）第 2 条第 3 項第 4 号の規定にもとづき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件）によるものとする。

<p>(6) 診療施設その他の農村における環境の整備のために必要な施設であって農林水産大臣の定めるものの改良、造成又は取得に要する資金（農業協同組合等に貸し付けられるものに限る。）</p>	<p>平成 14 年 6 月 21 日農林水産省告示第 1182 号（農業近代化資金融通法（昭和 36 年法律第 202 号）第 2 条第 3 項第 4 号の規定にもとづき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件）によるものとする。</p>
<p>(7) 前各号に掲げるもののほか、農林水産大臣が特に必要と認めて指定する資金</p>	<p>平成 14 年 6 月 21 日農林水産省告示第 1182 号（農業近代化資金融通法（昭和 36 年法律第 202 号）第 2 条第 3 項第 4 号の規定にもとづき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件）によるものとする。</p>
<p>(8) 前各号に掲げるもののうち、知事が特に必要と認めて指定する次のアからウに掲げる資金</p>	<p>平成 14 年 6 月 21 日農林水産省告示第 1182 号（農業近代化資金融通法（昭和 36 年法律第 202 号）第 2 条第 3 項第 4 号の規定にもとづき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件）によるものとする。</p>
<p>ア 米麦乾燥共同利用施設の取得に必要な資金（農業協同組合等に貸し付けられるものに限る）</p>	
<p>イ 農業生産（農産物の処理加工を含む。）に伴って生ずる公害の防止のために必要な施設の改良、造成、取得に必要な資金</p>	
<p>ウ 知事が別に定める基準に基づく水田転作に必要な第 1 号、第 2 号、第 4 号、第 7 号及び第 8 号に掲げる資金</p>	

附則

この規程は、令和 7 年 7 月 18 日から適用する。ただし、令和 7 年 7 月 17 日までに承認された農業近代化資金の貸付利率については、なお従前の例による。